

相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針

基本方針の策定に当たって

少子化の進行による児童生徒数の減少や市町合併など、本市の学校を取り巻く社会状況に大きな変化が見られ、社会性を養うための一定の学校規模の確保、施設規模に適した学校規模の維持及び更新の時期を迎える学校施設の整備などが課題となっています。

以上のような諸課題を解決するため、教育委員会では平成27年7月に「相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方検討委員会」を設置した上で、教育上の望ましい学校規模のあり方とその実現に向けた有効な方策について諮問し、同検討委員会から平成28年10月に答申を受けました。

この度、この答申を受け、望ましい学校規模の実現及び学校規模に関連して発生する諸課題を解決するための基本的な考え方を整理し、取組の進め方等を示した「相模原市立小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針」を策定しました。

本方針に基づいて、児童生徒にとっての望ましい学習環境の整備に取り組みます。

1 基本方針策定の背景

教育委員会では、学校規模に関する検討組織である相模原市学校規模適正化懇談会から、平成10年7月に答申として「学校規模適正化に関する提言」を受け、以来、児童生徒の教育環境整備に努めてきました。

その一方で、国においては、文部科学省が平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を公表しており、少子化に対応した学習環境の整備は、全国的な課題となっているといえます。

2 相模原市における児童生徒数の推移

将来人口推計によると、約30年後には、6～11歳の児童数と12～14歳の生徒数は共に3割以上減少することが予想されています。

全市的に就学年齢者数が減少することから、小規模校の増加が予想されますが、一方で、JR横浜線及び小田急線沿線では10～15年後頃までは児童生徒数の増加が見込まれる地区も存在し、校舎の規模によっては教室数の不足が懸念されます。

3 学校規模が教育環境に与える影響

学校規模が大きくなり過ぎる、又は小さくなり過ぎると、教育環境に対してメリットとデメリットの双方で様々な影響を与えます。

(抜粋)

大規模校		小規模校	
メリット	デメリット	メリット	デメリット
児童生徒同士が切磋琢磨する環境を作りやすい。	学習やクラブ活動などで一人ひとりの活躍の場面が限られる場合がある。	一人ひとりに役割があり、発言や活躍の機会が多い。	児童生徒同士の切磋琢磨する機会や、多様な見方、考え方に触れる機会が少なくなりやすい。
クラス替えを通して多様な人間関係に触れることができる。	学校施設の使用に制約が生じる場合がある。	教師からのきめ細かい指導を受けやすい。	人間関係が固定化しやすい。
学校行事に活気が生じやすい。	行事や学習の際に、移動などのロスタイムが多くなりやすい。	特別教室、プール等の施設や教室を余裕をもって広く使用することができ、設備や備品等も利用しやすい。	学校行事の盛り上がりには欠けると感じる場合がある。

4 望ましい学校規模

学校規模が教育環境に与えるメリットを最大化し、デメリットを最小化するという視点から、児童生徒が多様な考え方に触れながら、良好な環境で学習することができる望ましい学校規模について、次のように決めました。

小学校	18～24学級 (学年3～4学級)
中学校	15～21学級 (学年5～7学級)

学校規模は、特別支援学級を含めない標準学級数

また、平成28年5月1日時点で、望ましい学校規模の範囲内にある市立小中学校の割合は、小学校全体の約38%、中学校全体の約32%です。

5 学校規模に起因しない関連課題

1学級当たりの人数、施設規模、教職員数、学校の位置、自治会区及び小学校区と中学校区の形状など、学校規模とは異なる原因で教育環境上の課題が発生している可能性もあり、これらの課題は通学区域の変更等の施策と密接に関連するため、望ましい学校規模を実現する際に併せて解決策を検討します。

6 望ましい学校規模の実現に向けた方策

望ましい学校規模から外れている学校については、原則として望ましい学校規模に近づけるように努めることで、学校規模による課題を解決する必要があります。

課題解決の進め方には、通学区域（制度）の変更を伴う手法と、通学区域（制度）の変更を伴わない手法の2種類があります。

しかし、課題解決の進め方によっては学校と地域の関係を崩す恐れがあるなど、様々な留意すべき事項があるため、地域事情等を十分に考慮しながら望ましい学校規模の実現に向けた方策を講じなければなりません。

7 望ましい学校規模を実現する際に留意すべき事項

望ましい学校規模を実現するに当たっては、児童生徒や地域に与える影響を考慮し、課題解決手法によるデメリットを軽減するよう努めます。

留意すべき主たる事項は次の4点です。

安全な通学環境の確保

児童生徒に対する環境変化への配慮

学校と地域のつながりへの配慮

魅力ある学校づくり

8 望ましい学校規模の実現に向けた進め方

(1) 課題への対応優先度

ア 優先して対応することが望ましい学校規模の範囲

望ましい学校規模の範囲から外れている学校のうち、過小規模及び過大規模の範囲に位置する学校は、学校規模による課題が発生している可能性が高いため、地域性等を十分に考慮した上で、優先的に課題解決に努めます。

小学校	過小規模校	1 1 学級以下
	過大規模校	3 1 学級以上
中学校	過小規模校	5 学級以下
	過大規模校	3 1 学級以上

学校規模は、特別支援級を含めない標準学級数

イ 過小規模校への対応

過小規模校に対する通学区域（制度）の変更を伴わない手法は、効果が限定的であることが想定されるため、施設一体型の「小中連携校」「小中一貫校」「義務教育学校」などの設置をはじめとした、児童生徒の学習環境を第一に考えた方策を検討します。

ウ 学校規模に起因しない関連課題への対応優先度

学校規模に起因しない関連課題のうち、児童生徒の安全安心に係る課題や、教育内容に係る課題については、短期的に取り組む課題として概ね5年以内をめどに取り組むこととします。

一方で、地域やまちづくりにも影響を与える課題については、地域のみならず市全体に係る問題であるので、中長期的な方向性を示しつつ、概ね10年前後をめどに取り組めます。

(2) 検討対象地域の選定

本方針策定時点の児童生徒数推計の期間内（平成28年度～平成34年度）において、課題解決の緊急性が比較的高い地域について、次のとおり選定しました。

当該地域については、早期に教育環境についての現状調査を行い、学校関係者、PTA、地域の方々との協議を経て、課題を解決するように努めます。

過大規模校が発生する地域

ア 橋本周辺地域

橋本周辺地域は、橋本駅周辺のマンション等の建設によって児童生徒数が増加しており、特に橋本小学校は平成32年度から市内で唯一の過大規模校になることが予測されます。

過小規模校が発生する地域

イ 相武台周辺地域

もえぎ台小学校は、既に過小規模校であり、相武台小学校も平成31年度には過小規模校になることが予測されるため、対応を検討します。

ウ 光が丘周辺地域

青葉小学校は、平成34年度に過小規模校になることが予測されるため、対応を検討します。

エ 津久井地域

津久井地域は、児童生徒数の減少が進んでいる学校が多く、過小規模校に加えて1学級の児童生徒数が10人に満たない学校が複数発生しています。

一方で「通学区域の範囲が広い」「登下校が天候に左右されやすい地域を含む」「小学校区と中学校区の境が一致している」など、旧相模原市の市域とは条件が異なる部分が多いため、地域性を十分に考慮した解決手法を選択します。

学校施設の容量に課題が生じる学校が発生する地域

オ 相模大野周辺地域

相模大野周辺地域では、鹿島台小学校、谷口小学校、鶴園小学校、南大野小学校及び谷口中学校が、学校規模は大きくないものの、児童生徒数の増加が見込まれるため、将来的に教室数の余裕がなくなることが予測されます。

カ その他の学校施設の容量に課題が生じる学校が発生する地域

その他の地域についても、教室数の余裕がなくなる恐れがある場合には、状況を見て児童生徒の学習環境に支障が出ないように対応します。

(3) 学校規模に関連する施策との協調

少子化傾向に対応したこれからの学校のあり方は、全国的な課題となっており、本市においても、学校規模や学校配置の視点だけに留まらず、学校施設の整備や少子化時代に対応した教育についての施策など、関連する施策と協調し、全市的に課題解決に取り組みます。

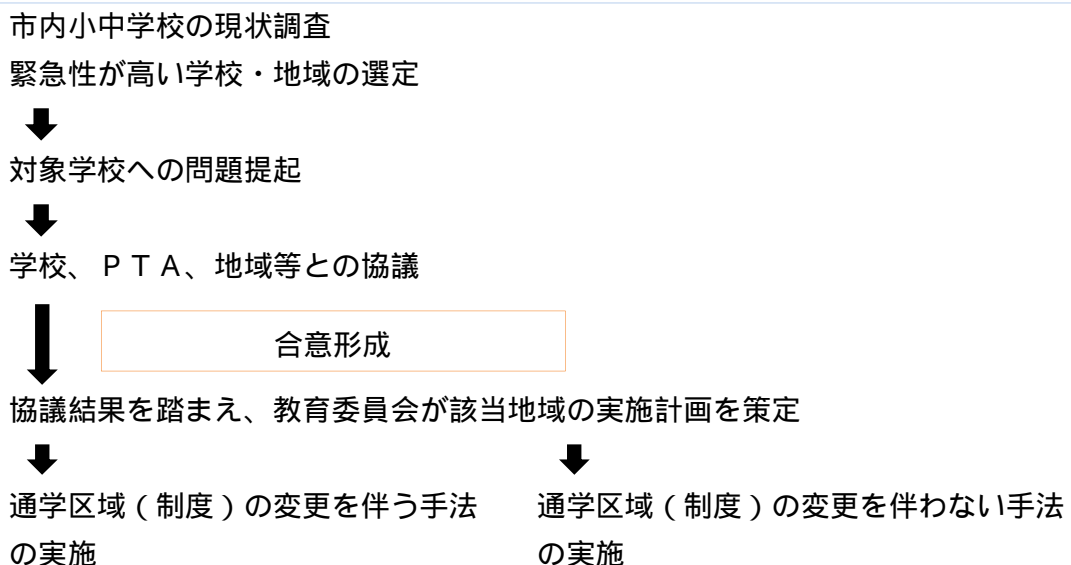
(4) 課題解決の進め方

課題の解決に当たっては、学校、P T A、地域の方々の意見をしっかりと伺うことを大前提とし、関係者と一体となって、相模原市の未来を担う児童生徒の教育にとって最も適した方策を選択します。

また、具体的な取組及び体制について、次のように整理しました。

【短期的に取り組むことが望ましい課題に対する進め方】

速やかに学校現場の状況を調査し、教育委員会が主導して、学校へ問題提起し、合意形成に向けて関係者と協議を行います。



【将来の環境変化を見据えた中長期的、継続的な取組体制】

将来の環境変化に対して適切に対応するため、本方針に基づき、中長期的、継続的に課題解決に取り組むことができる体制を構築していきます。

